

令和7年7月28日、日置市農業委員会会長奥和俊は、令和7年度7月総会を日置市日吉中央公民館2階大会議室に招集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第 25 号	農地法第3条許可申請書審議について	(6件)
議案第 26 号	農地法第4条許可申請書審議について	(1件)
議案第 27 号	農地法第5条許可申請書審議について	(2件)
議案第 28 号	非農地証明願出書審議について	(4件)
議案第 29 号	荒廃農地に係る非農地判断審議について	(3件)
議案第 30 号	農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議について	(59件)
議案第 31 号	日置市鳥獣被害防止対策に係る要望書の提出について	(1件)

〈 出席委員 〉 (18人)

1 番 奥 和俊 (会長・議長)	2 番 地頭所 忠一	3 番 楠 真憲
4 番 重水 賢治	5 番 山口 義廣	6 番 久保 聖子
7 番 荒木 信之	8 番 鉾之原 正美	9 番 黒葛 クルミ
10 番 上原 孝一	11 番 今屋 政市	12 番 池田 初男
	14 番 今村 龍太郎	15 番 宮脇 誠
16 番 梅本 昭広	17 番 西園 賢一郎	18 番 横山 義晴
19 番 中玉利 一朗		

〈 欠席委員 〉 (1人)

13 番 満尾 修一

〈 出席推進委員 〉 (11人)

20 番 佐藤 洋三	22 番 下池 健悟	23 番 川畑 直樹
	25 番 南田 達宏	26 番 榎園 博文
	27 番 池田 直人	
28 番 樋元 和則	29 番 濱崎 浩一	30 番 田中 博視
32 番 鶴田 浩志	33 番 田中 宏和	

〈 欠席推進委員 〉 (4人)

21 番 松崎 秀樹 24 番 有村 昭郎 31 番 有馬 孝一 34 番 永野 彰一

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	有島 春己	次長兼農業振興係長	小園 和仁
農地調整係長	福留 明博	農業振興係	岩下 茜
農地調整係	石塚 健一		

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和7年度7月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中18名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。

なお、(満尾修一委員) から欠席届が提出されています。

また、農地利用最適化推進委員が13名出席しております。

なお、(松崎秀樹委員、有村昭郎委員、有馬孝一委員、永野彰一委員) から欠席届が提出されています。

それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

会長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、16番「梅本昭広」委員と17番「西園賢一郎」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第25号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 池田初男委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

12番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 2頁の番号1です。

権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 8,083㎡、作物は水稻です。

以上、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

20番 議案第25号の番号1について報告いたします。

令和7年7月19日、私と正の奥会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第25号の番号1の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第25号の番号1の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第25号の番号1の案件について、許可することに決定しました。

池田委員に着席の連絡をしてください。

12番 [着席]

会長 次に、議案第25号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 2頁から3頁までの5件です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 2,421㎡、作物は水稻です。

番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 5,271㎡、作物は水稲及び野菜並びに果樹です。

番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 640㎡、作物は果樹です。

番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 2,582㎡、作物は野菜です。

番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 3,179㎡、作物は水稲及び野菜（自然薯）です。

以上、計5件について、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長
4番

現地調査員の報告をお願いします。

議案第25号の番号2について報告いたします。

令和7年7月19日、私と副の川畑委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番

議案第25号の番号3について報告いたします。

令和7年7月19日、私と副の川畑委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番

議案第25号の番号4について報告いたします。

令和7年7月22日、私と副の久保委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番

議案第25号の番号5について報告いたします。

令和7年7月19日、私と副の奥会長は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番

議案第25号の番号6について報告いたします。

令和7年7月22日、私と副の有村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。議案第25号の議事参与制限以外のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場

〔質問・意見等なし〕

会長

質疑等ございませんので、議案第25号の議事参与制限以外のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕

会長

賛成多数です。議案第25号の議事参与制限以外のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長

次に、日程第3、議案第26号「農地法第4条許可申請書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

資料の14頁をご覧ください。

番号1の転用目的は、倉庫及び通路です。

なお、既に、転用済みであることから、始末書を添付しての申請です。

以上1件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

現地調査員の報告をお願いします。

12番

議案第26号の番号1について報告いたします。

令和7年7月19日、私と正の奥委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は非農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力、信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有りです。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有りです。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地、農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。

議案第26号の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場

〔質問・意見等なし〕

会長

質疑等ございませんので、議案第26号の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第26号の案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第27号の「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、資料の17頁をご覧ください。2件です。
番号1の転用目的は、貸駐車場、貸資材置場、権利種別は所有権移転です。
番号2の転用目的は、貸車両置場、権利種別は所有権移転です。隣接する宅地と一体利用です。
以上、2件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

12番 議案第27号の番号1について報告いたします。

令和7年7月19日、私と正の奥委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。
農地の区分については、都市計画法第8条第1項に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第27号の番号2について報告いたします。

令和7年7月25日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.6haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第27号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

3番 5条申請の場合も外国人が土地を買う場合は、国籍の申告が必要となるのでしょうか。

事務局 この申請については、配偶者が日本人であるため日本国籍をお持ちであるということです。5条申請について、申請書に国籍を書くところはございません。

3番 ということは、国籍を隠したい人が農地を得ようとする人が5条を申請するとスルーされるということですか。

事務局 外国人が農地を購入することについて、いまのところ規制はないと思いますが。

3番 なんだかの事情で国籍を隠したい人がいたとしたら。

事務局 5条の場合、申請書に国籍を書く欄がないため、国籍を申告、申請する必要はありません。

3番 ありがとうございます。

会長 ほかにご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第27号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第27号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第28号「非農地証明願出書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の21頁をご覧ください。4件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1は、20年以上経過した宅地です。

番号2は、20年以上経過した、舗装している道路及び駐車場です。

番号3は、20年以上経過した宅地です。

番号4は、周辺農地への通路として一部アスファルト舗装がされているため、農地として利用できない土地です。(昭和61年相続登記している。所有者は県外在住です。)

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

3番 議案第28号の番号1について報告いたします。

令和7年7月19日、私と副の有馬委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地です。

認定基準の該当項目は2号宅地で、農地として利用できない土地です。

総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

3番 議案第28号の番号2について報告いたします。

令和7年7月22日、私と副の有馬委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地です。

認定基準の該当項目は2号、舗装している道路及び駐車場で、農地として利用できない土地です。

総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第28号の番号3について報告いたします。

令和6年7月22日、私と副の池田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地です。

認定基準の該当項目は2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第28号の番号4について報告いたします。

令和7年7月23日、私と副の横山委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地です。

認定基準の該当項目は5号その他の土地で、農地として利用できない土地です。

総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第5号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第28号のすべての案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第28号のすべての案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第28号のすべての案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第29号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 資料の27頁をご覧ください。議案第29号「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。申請分です。

番号1 東市来町伊作田 登記地目は畑、登記面積は 786㎡です。

番号2 吹上町永吉 登記地目は畑、登記面積は 509㎡です。

番号3 伊集院町下谷口 登記地目は田、登記面積は 866㎡です。

現地については、事務局で調査し、現況地目は、番号1から番号3の全てについて「原野」と判断しました。

以上、畑2筆、面積 1,259㎡、田1筆、面積 866㎡、合計3筆、面積 2,161㎡です。

農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第29号のすべての案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第29号のすべての案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第7、議案第30号「農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議」を議題とします。それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 上原孝一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

10番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 32頁の番号2です。貸借です。

この案件につきましては、借人が上原委員と2親等以内の親族であるため、議事への参与を制限いたします。

面積について、畑が 2,970㎡、計 2,970㎡、利用権設定数は1筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第30号の番号2の案件について、計画案どおり決定することに賛成の

方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第30号の番号2の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

上原委員に着席の連絡をしてください。

10番 [着 席]

会長 次に、中玉利一朗委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

19番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 32頁の番号3です。貸借です。

面積について、田が1,196㎡、計1,196㎡、利用権設定数は1筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第30号の番号3の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第30号の番号3の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

中玉利委員に着席の連絡をしてください。

19番 [着 席]

会長 次に、今村龍太郎委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

14番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 32頁の番号4から番号6です。貸借です。

面積について、畑が4,248㎡、計4,248㎡、利用権設定数は3筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第30号の番号4から番号6の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第30号の番号4から番号6の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

今村委員に着席の連絡をしてください。

14番 [着 席]

会長 次に、横山義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

18番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 34頁の番号22から番号25です。貸借です。

この案件につきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田が 1,057㎡、畑が 2,029㎡、計 3,086㎡、利用権設定数は4筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第30号の番号22から番号25の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第30号の番号22から番号25の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

横山委員に着席の連絡をしてください。

18番 [着席]

会長 次に、議案第30号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の32から37頁です。貸借です。

面積について、田が20,305㎡、畑が34,334㎡、計54,639㎡、利用権設数は50筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第30号の議事参与制限以外のすべての案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第30号の議事参与制限以外のすべての案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第8の、議案第31号「日置市鳥獣被害防止対策に係る要望書の提出について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 日置市鳥獣被害防止対策に係る要望書の提出について説明いたします。

農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、日置市鳥獣被害防止対策に係る要望書について、日置市長に提出するものです。

提案理由といたしまして、農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地の増大に伴い、野生鳥獣による農作物の被害等が多く発生している状況である。農業者だけでは鳥獣被害への対策を講じることは困難であることから有害鳥獣の駆除や被害防止対策について検討いただくよう日置市長に要望するものである。

次の40頁をご覧ください。

表題を「日置市鳥獣被害防止対策に係る要望書」についてとしています。資料にある概要の方を先に説明をさせていただきます。1頁目を概要といたしまして、2頁目にその内容を示しているところでございます。

1頁目の概要ですが、一部割愛させて読み上げさせていただきます。

農業・農村は、国民に食料を安定的に供給し、食品等の関連産業とともに地域経済を支える重要な役割を担っております。しかしながら、日置市の農業・農村の現状を見ると、農業従事者の高齢化や

後継者不足に伴い遊休農地の増大、それを原因とした野生鳥獣による農作物の被害等が多く発生しています。これに対して、日置市におかれましても、様々な対策に取り組まれていることは承知しておりますが、今後もより良い営農が継続して出来るよう、早急な予算措置及び各種施策の推進に取り組んでいただきますようということを概要といたしまして要望としております。そのあと、要綱など根拠とする法律等を記載しております。

41頁をご覧ください。2頁目です。

鳥獣被害防止対策といたしまして、農業者自らが鳥獣被害への防除対策を行っているが、農作物への被害の減少や生産意欲の向上に繋がるための支援や対策の充実をお願いしますということで、現在の状況を説明しているところになります。少し読み上げますと、近年の物価高騰等より費用を大きく圧迫しており、大きな負担となっていることをうたっています。その中で鳥獣被害が多く発生しており、個人での対策は物価高騰により対策を講じることが困難な状況でもあるという状況を説明しています。中間の農林水産省の示すというところがあるのですが、農林水産省が示す国の施策では鳥獣被害対策では、「個体群管理」、農地周辺等での鳥獣の捕獲、「侵入防止対策」、侵入防止柵の設置・管理、追い払い、「生息環境管理」、農作物残さ等の管理や放任果樹の伐採等など、三つの事柄が基本とされているところです。そこで、日置市にも国が示した鳥獣被害防止対策に基づいた、「日置市鳥獣被害対策実施隊設置要綱」というものが規定されています。その要綱の第1条は、ここに記載はないですが、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の規定に基づき、日置市鳥獣被害対策実施隊を設置するとなっています。第2条では、実施隊は、市が定める日置市鳥獣被害防止計画（以下「市計画」という。）に基づき、次に掲げる職務を行う、とうたわれております。第1号に鳥獣の生息状況及び被害発生時期の調査に関すること。第2号に、鳥獣の捕獲駆除指導に関すること。第3号に、鳥獣の被害防止技術等の向上及び普及指導に関すること。がうたわれており、鳥獣被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に取り組んでいただくことを要望いたしております。その下に「日置市農林水産業振興事業費補助金等交付要綱」というものがありまして、鳥獣被害対策実践事業を予算化するという、電気柵ですね、補助金等の要綱となっています。

また、鳥獣の免許取得の確保に向けてということを要望書の中に書き込みまして、免許取得者の確保に向けて積極的に努めるなどを要望して、今後、侵入防止対策としての侵入防止柵の設置など、農業者自らが被害を防ぐための対策を講じることが可能となるのではないかとということでこの要望書を記載しております。

以上が要望書の内容となっておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 はい、ありがとうございました。

会長 何かご質問等は、ありませんか。文言等はこのままでよろしいですか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第31号の案件について、要望書案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第31号の案件は、要望書案どおりに決定しましたので、市長へ、提出します。

会長 以上で、本日の審議は終了しました。

令和7年度7月総会を閉会します。

(閉会 10時05分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 奥 和 俊

16番 梅 本 昭 広

17番 西 園 賢 一 郎

